

公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和4年5月26日

愛知県住宅供給公社理事長 水野 直樹

1 対象工事

(1) 工事名

高御堂住宅手摺改修等工事

(2) 工事場所

稲沢市高御堂十丁目地内

(3) 工期

令和5年3月17日

(4) 工事の概要

下記住宅の手摺改修等工事一式

高御堂住宅 2街区2棟 昭和48,49年度建設 高耐8階建 318戸

○手摺改修工事（ベランダ手摺、共用廊下手摺、中庭スロープ手摺）

- ・柱脚部紫外線硬化型FRPシート補修、グラウト注入
- ・柱脚部欠損部補修
- ・目隠しパネル取替及び既設パネル塗装
- ・鉄部塗装

○外壁塗装等工事

- ・外壁塗装（ベランダ見付、共用廊下見付、パラペット見付、ベランダ外壁面）
- ・ウレタン塗膜防水（ベランダ笠木・共用廊下手摺下笠木）
- ・浮き補修（外壁塗装部）
- ・ひび割れ補修（外壁塗装部）
- ・欠損部補修

施工条件

1. 各種規制等については、監督員と計画を協議し、自治会関係者等と時期及び時間等について事前調整を行い、各住宅毎の入居者に十分周知の上、確実に作業を行うこととします。
2. 騒音、汚損及び飛散に十分配慮して作業を行うこととします。
3. 工期内において、別途の改修工事施工の際は各業者との調整を行い、円滑に工事を進めることとします。
4. その他必要な各種申請手続きについては、請負者負担により行うこととします。

(5) 予定価格等

ア 予定価格 金60,580,300円（うち消費税及び地方消費税の額 金5,507,300円）

イ 調査基準価格 有

失格判断基準 有

(6) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CAL S / E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのう

ち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法等は愛知県住宅供給公社建設工事等電子入札実施要領（平成26年7月1日施行）によるものとします。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

2 競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 建築工事業について、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が6千万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。
- (3) 令和4年度及び令和5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が次に掲げる市町のいずれかにあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。
【該当市町】 稲沢市、一宮市、江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町
なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。
また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいいます。
- (4) 令和4年度及び令和5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。
- (5) 元請けとして、過去15年間（平成19年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。）に、次に掲げる工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。
 - (a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改修する工事
 - (b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改修する工事なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。
- (6) 建設業法第26条に定める建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、下請代金の総額が6千万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。
- (7) 前号に掲げる主任（監理）技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請けとして完了した(5)に掲げる工事に従事した経験を有していること。
なお、従事した経験は監理技術者、主任技術者又は現場代理人として経験した工事のみに限定されるものではありません（現場担当者、現場主任等の技術者として、現場に従事した経験であっても添付資料で確認できるものであればよいものとします。）。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県住宅供給公社指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民

事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(12) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、愛知県住宅供給公社建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。なお、設計図書はパスワード付きのファイルとなっていますので、電子入札システムよりパスワードを入手してください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

・パスワード 「電子入札ログイン」－「(調達機関・愛知県住宅供給公社) 確定」－「調達案件一覧」－

調達案件名称（本案件をクリック）」－「工事または業務内容」欄を参照
なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア お問い合わせ場所

愛知県住宅供給公社 総務企画課 総務・人事グループ 契約担当
名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（郵便番号460-8566）
電話（052）954-1348

イ ダウンロードできる期間

令和4年5月26日（木）午前9時から令和4年6月22日（水）午前9時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（様式自由。）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和4年5月27日（金）から令和4年6月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和4年6月14日（火）午前9時から令和4年6月21日（火）午後5時まで

4 参加申込書の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。その際、本公告と併せて掲示してある「入札参加申込用添付ファイル」を添付資料として送信してください。

(2) 期限までに参加申込書の提出をしていない者は入札に参加することができません。

参加申込期間

令和4年5月27日（金）午前9時から

令和4年6月10日（金）午後5時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和4年6月20日（月）午前9時から

令和4年6月21日（火）午後5時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

6 開札予定日時及び開札場所

令和4年6月22日（水）午前9時00分

愛知県住宅供給公社 総務企画課

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

- (1) 愛知県住宅供給公社財務規程第102条（入札の無効）及び愛知県住宅供給公社建設工事等電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。
- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県住宅供給公社工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。
なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。
また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。
- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1（5）アの予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。
- (2) 落札候補者は、開札日から起算して3日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な書類を、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。
 - ア 事後審査に必要な書類の配布及び提出場所
 - 3（1）アに同じ。
 - イ 提出部数
 - 1部
 - ウ その他
 - （ア）提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。
 - （イ）提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
 - エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は（2）中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。
 - オ 落札候補者の入札価格が愛知県住宅供給公社低入札価格調査実施要領第3条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者としてします。
 - カ 失格判断基準
入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格が愛知県住宅供給公社低入札価格調査等実施要領第4条の失格判断基準に該当した場合は、その者の入札は失格となります。
- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。
理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要（愛知県住宅供給公社工事請負契約約款のとおり）

1.1 契約の保証

- (1) 落札者は、愛知県住宅供給公社財務規程第105条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
 - ア 公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 公社を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証
- (4) (1) から (3) に掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければならない。

1.2 支払条件

愛知県住宅供給公社工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

- (1) 前金払
約款第36条第1項の前金払の率は10分の4とする。
- (2) 部分払
なし

1.3 関連情報を入手するための照会窓口

- 3 (1) アに同じ。

1.4 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに愛知県住宅供給公社に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県住宅供給公社工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県住宅供給公社は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県住宅供給公社は一切の損害賠償の責を負いません。

1.5 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
また、あいち電子調達共同システム（CAL S / E C）の入札情報サービスの入札公告に掲載している「入札及び契約に関する留意事項」を熟読すること。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県住宅供給公社工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 現場説明会は実施しません。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1（3）に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 配置予定の主任（監理）技術者について
 - ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の主任（監理）技術者を当該工事の現場に配置すること。
 - イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。
なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3（1）アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。
 - ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。
- (7) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県住宅供給公社工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う工事の入札の取扱いについては別紙のとおりとします。
- (9) 問い合わせ先
 - 3（1）アに同じ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う
工事の入札の取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事

2 施工実績の取扱い新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したものとして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

ア 企業の施工実績

イ 配置予定技術者の施工実績

4 事後審査資料

落札候補者決定後の事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類